

# 交通安全ニュース

## 安全運転管理者の選任してありますか？

～未選任は違反です！～



### 安全運転管理の選任義務（道路交通法第74条の3第1項）

一定台数以上の自家用自動車を保有する事業所の使用者は、運行計画の作成や点呼の実施、安全運転指導を行う**安全運転管理者**を選任しなければなりません。

5万円以下の罰金【法人(会社)罰則5万円以下の罰金】

#### 選任基準は？

☆安全運転管理者の選任を必要とする自動車の台数

乗車定員11人以上の自動車・・・1台以上

その他の自動車・・・・・・・・・・5台以上

※大型自動二輪・普通自動二輪はそれぞれ0.5台として計算する。

【原付は台数に含まない】

※運行管理者の選任事業所は選任不要

### 副安全運転管理の選任義務（道路交通法第74条の3第4項）

規定台数以上の自家用自動車を保有する事業所の使用者は、安全運転管理者の業務を補助させる、**副安全運転管理者**を選任しなければならない。

5万円以下の罰金【法人(会社)罰則5万円以下の罰金】

#### 選任基準は？

☆副安全運転管理者の選任を必要とする自動車の台数

自動車が20台ごとに1名選任が必要

安全運転管理者等を選任し、従業員に交通安全教育をすることは使用者の義務です！

義務に違反すれば、厳しい罰則があります！

